

令和5年度第3回都市経営会議 令和5年（2023年）5月9日（火）開催

1 令和5年度補正予算について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 対象者への支給時期はいつ頃の見込みか。
⇒ 今月中に議決をいただければという前提であるが、6月下旬に確認書を送付し、7月には給付を始めたいと考えている。

2 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 市民交流部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ さらなる協働を進めるうえで新たな会議体を設置することに異論はないが、現組織体制で引き続き推進役を担うことは難しいのか。課題があれば教えてほしい。また、市として組織をどう変えていきたいと考えているのか。
⇒ これまで運営してきた協働のまちづくり促進委員会では、19名という比較的多くのメンバーで議論し、まちづくり計画の見直しやマニュアルの作成等、協働を進めるうえでの基盤となる仕組みづくりを行ってきた。
仕組みづくりの構築が完了した今、協働がどのように進んでいるかを検証し、さらなる推進に繋げていかなければならない。
現行の19人体制では、部会で議論したのち全体の取りまとめを行う必要があり議論に時間を要していたが、この度の改正により体制をコンパクト化することで、さらなる議論の活性化や、より効果的・機動的な会議にしたいと考えている。
⇒ 単に人数規模や部会の件だけが課題なのか。促進委員会での仕組みづくりが一定完了し、次のフェーズに入るにあたって新たなメンバーでやっていく、という方が分かりやすいのでは。
- ・ 資料6ページ目の第5期の活動実績欄に、「協働のマニュアル」と「協働の事例集」に関する審議とあるが、前回作られたこれらの冊子が分かりやすく対外的な説明にも役立った。施政方針の中でも協働・共創を大きな柱として掲げているなか、各部長も様々な場面で話をされる際に活用されると思う。いつごろ新しいものができそうか。
⇒ 協働のマニュアルは、第5期から改訂に向けた準備を進めているが、コロナ禍で市民活動が大きく変わったこともあり継続審議を続けている。できれば第6期のメンバーで改訂版を作りたい。事例集は、促進委員会の中で議論できていないが、コロナ禍を受けての新たな事例もあると思われるため、第6もしくは7期で改訂を考

えていきたい。

- ・ 審議会等の運営に関する指針では、市職員の選任を例外的な措置としているが、改正案でも市職員1名を残していることに特段の理由はあるのか。

促進委員会の発足時には、協働を進めていくうえで市職員も会議に入ってほしいという意見が多かったため、協働のイベントを多数実施している社会教育部と産業文化部の部長を審議会委員に含める例外的な取扱いをしたと聞いている。今回、両部長に変わり、担当部長である市民交流部長が入ることについて、以前とは状況が異なると思うが、その点をどう考えているのか。

諮問と答申の関係で、市長が諮問する相手先に担当部長が含まれていることには違和感がある。

⇒ 協働の指針では、事業の主体となる市民や行政が、企画から評価までの全ての段階で参画し、互いに責任をもって役割分担しながら協力して事業を実行することとされており、市民と行政とが対等な関係であることが定義されている。協働の取り組みを検証していくうえでは、職員が審議会に入っていた方が互いに対等な立場で検討していけると考え、職員1名を残す形とした。

- ・ 附属機関である必要はあるのか。

⇒ 附属機関でなくなると、協働が後退したように捉えられかねない。

- ・ 市長が附属機関を設置する。そこに市の職員を入れる必要があるかという話。審議会委員に選任するなら、担当部長はどのような立場で参加するのか。事務局と同じような立場になってしまうのではないか。これまでも担当部は委員と同じような立場で議論してきたはず。審議会委員から市職員を除いたとしても、ご理解いただけるのではないか。

⇒ 改正案から市職員1名を削り、構成員は計10人以内とする。なお、市職員の意見は事務局で取りまとめ、必要であれば関係各部にも意見を聞かせていただきながら市の意見も反映していく。

3 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 市民交流部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 「高校生」の定義は細かく決めているか。高校に通っていないが年齢要件を満たす人は対象になるのか。

⇒ 高校に通っている、いないに関わらず、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳到達後の最初の3月31日までの方が対象となる。条例の規定上、高校生「等」としているため、誤解のないよう説明書も修正する。

- ・ 一部改正の概要に、「子育て支援に差をつけることなく、子どもの健やかな成長を支えていくためにも近隣市と同水準の事業拡充を実施することが必要」とあるが、市

の目指す方向性の説明があるように思う。例えば総合戦略の「子育て世帯に選ばれ
るまち」を目指すうえで一つの施策なのだという説明が必要ではないか。

⇒ 資料を修正する。

- ・ 改正項目のところで、中学3年生の所得制限撤廃とあるが、0歳児は既に所得制限
がないため、正確に言うと1歳から中学3年生までになるのではないか。

⇒ 資料を修正する。

- ・ 他の制度との兼ね合いはどのようにになるのか。日本スポーツ振興センターでは、学
校で怪我をした場合に、窓口で3割負担する分は、1割上乘せして4割分保護者
にお返りする形になる。窓口負担が一部なくなるのであれば、他の制度にも影響して
くるように思う。その辺りもしっかり案内していかなければならない。

⇒ 他公費優先になる。日本スポーツ振興センターに係る災害給付の対象となるもの
は、福祉医療では助成対象外となる。制度改正に伴う市民向けの案内には、その旨
もきちんと記載し周知していきたい。

4 市道路線の認定及び認定変更について

【提 案】 都市安全部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 今回、階段状の歩行者専用道路の認定が非常に多いが、2つ目の議案のところだけ
幅員が3mになっている。4mと3mとで認定、または指導するうえで違いはある
のか。階段状の道路の認定基準はどのようになっているのか教えてほしい。

⇒ 必ず幅員を4mにしないといけないわけではなく、開発ガイドラインでは階段状
の道路の有効幅員を1.8m以上と定めている。その他、けあげ寸法15cm以
下、路面の寸法30cm以上、垂直高3mを超える場合には3m以内ごとに路面2
m以上の踊場を設けること、路面にはコンクリート等の耐久性のある材料を使用す
ること、両側に手すりを設けることなどが定められている。

- ・ 高齢化が進んでいく中で、両側だけではなく真ん中に手すりを設けるなど高齢者に
やさしいまちという観点での検討や見直しも今後必要ではないかと思う。

⇒ 以前は手すりが1台しかなかったり、片側しかなかったりしたが、歩行者の利便
性や安全性向上に向けて見直しを図っている。

- ・ 議案を1本とするのか、2本とするかはどのように定めているのか。

⇒ 過去には1路線ごとに1議案で提案させていただいていたが、現在は開発単位ご
とに1議案としている。今回、2つの議案に分かれているのは場所が離れているこ
とと、大きな開発であり、別々の工区で完了時期も異なるため分けている。

- ・ 10ページ目の4574号線の写真で、交差点の隅切りの部分が赤いカラー舗装に
なっている。本線にカーブがかかっており住宅側から合流する際のドライバーへの
注意喚起として有効だと思うが、今後、同様のケースが出てきた場合にどのように

対応するのか、考え方を教えてほしい。

⇒ 今回は事業者側からの提案でカラー舗装している。既存道路、特に通学路上の交差点などは、合同点検などで指摘されたことはできるだけ対応し、ドライバーに注意喚起している。既存道路も含めた市道の安全管理という意味では、そういうところが今後増えていく可能性はある。

5 宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 都市整備部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

6 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 子ども未来部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

※議題7及び議題8は一括して審議

7 宝塚市制70周年記念事業基本方針の策定について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

・ TAKARAの意味は。

⇒ 宝塚の宝（たから）で、辿る（“た”どる）軌跡の「た」、架（“か”）ける橋の「か」、未来（み“ら”い）の「ら」を表している。辿る軌跡が「過去」、架ける橋が過去と未来を繋ぐ「現在」、未来への光が「未来」という意味合いで、この3つに70周年記念事業を分けて実施しようとするものである。

8 宝塚市制70周年記念事業企画委員会の設置について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

9 第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針（改定案）に係るパブリック・コメントの実施結果について（報告）

【報 告】 総務部

【質疑等】

- ・ 「意見募集の結果一覧表」のNo. 2の回答に、「部落差別は、人がつくり出した差別であり、他の差別とは根本的に成り立ちが違っている」とあるが、差別の原点は人の考えに由来するのではないか。
⇒ 審議会委員の方々にご審議いただいた中での表現である。いただいた意見は審議会委員にお伝えする。
- ・ No. 6、7の回答について、結論は原案のままとするが、いただいたご意見について検討していくと書かれている。これは次回に向けてという話か。
⇒ 引き続き審議会場で検討しようという意図であるが、過去に開催した審議会の中でも複数回同じ話が出ていた。委員の中には否定的な声もあったため、意見者にも納得いただいたうえで原案のままとしている。
- ・ 4人からしか意見が出なかったことに対して、審議会委員の方から直接、市は市民の声を聴くつもりがあるのかという厳しいご意見をいただいた。パブリック・コメント審議会でも同様の話が出ており、市の姿勢が問われている。
人権文化センターなど公共施設に意見募集の案内を置いていると思うが、持ち帰って意見を書こうとは中々思っただけではないのではないか。興味のある分野であれば、そうでない場合もあるかもしれないが、その分野に関する意見募集が実施されているという情報は届いているのか。募集を知っていて、意見がないというのは一定あるかもしれないが、募集していること自体が伝わっていないという事態は避けるべきである。やり方は色々あると思うが、本件に限らず、できるだけ市民の皆さんの意見を反映していこうという意識のもと、意見を出していただけるよう今一度皆で工夫しなければならない。
- ・ 意見が少ないことについて、これまでもパブリック・コメント審議会から意見をいただいている。意見を増やす方策として、広報誌やHPで案内するなど従来の方法に加え、関係団体にも適宜情報提供し、意見を募るなどの工夫が必要ではないか。
⇒ いただいた意見を踏まえ、今後何ができるか引き続き検討していきたい。

10 令和5年度（2023年度）宝塚市防災会議及び宝塚市国民保護協議会資料について
（報告）

【報告】 都市安全部

【質疑等】 なし